

泉州南消防組合契約事務取扱要綱第22条（平成28年泉州南消防組合訓令第2号（以下「要綱」という。））に規定する別に定める同額抽選方法の手続とは以下のとおりとする。

1. 本くじを行う順番は、予備くじにて決定する。なお、予備くじを行う順番は入札執行者が決定する。
2. 同額の入札者がくじに参加しない場合は、入札執行者以外の本組合職員が代理でくじを引く。
3. この定めは、要綱第7章に規定する随意契約にも準用する。